

施策番号 施策名

27

計画的なまちづくり

現状

JR八王子駅など、主要駅周辺のまちのにぎわいを創出するため、さらなる取組みが求められています。
 市街化調整区域においては、土地利用が無秩序にすすんでいる状況にあります。そのため、平成23年に「市街化調整区域の適正な土地利用に関する条例」を制定し、適正な土地利用の規制・誘導をおこなっています。
 良好な住環境を確保するため、土地区画整理事業をすすめていく必要があります。
 中町地区は、「地区まちづくり推進条例」を活用し、住民が主体となって花街の雰囲気を残した伝統と文化を感じさせるまちづくりをすすめています。
市の豊かな自然、歴史、文化等を活かした良好な景観の保存・創出をするため「八王子市景観計画」に基づき、潤いと風格を感じる魅力あるまちづくりをすすめています。
 市内にある国・都の未利用地等については、まちづくりの視点に立った利活用が必要となってきます。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 豊かな自然や歴史的景観などの地域の多様性を活かしたまちづくりがすすめられ、まちの賑わいが創出されています。	自然や歴史的景観など市の有する多様な資源を活用したまちづくりが市民との協働によりおこなわれ、賑わいが創出されています。また、有効な土地利用がおこなわれることにより、地域の活力が向上しています。	に該当する素案箇所(要旨)	
	豊かな自然や歴史的景観などの地域の多様性を活かしたまちづくりがすすめられ、まちの賑わいが創出されています。...		4-1-5 (1) <u>地域の多様性</u> をいかしたまちづくりがおこなわれ、地域に誇りと愛着をもって暮らせる環境 4-2-5 (1) <u>河川を軸</u> にした合理的なまちづくり 4-4-5 (1) <u>歴史的景観</u> と新たな街並みが <u>バランス</u> よく共存し、魅力的で活気のある中心市街地の形成 4-5-5 (1) 地域住民の主体的なまちづくりの展開 (2) 自助・共助・公助のバランスのとれた協働によるまちづくりの展開 (3) 地域住民と行政の定期的な情報交換会や勉強会が継続されるなど、協働のまちづくりがおこなわれています。 4-6-5 (1) 小中学校を拠点とした日常生活に支障のないまちづくりの展開 5-7-5 (3) 農地・牧場・森林と住宅地の明確な線引きと鳥獣害等の解消の実現 5-9-5 (2) 畜産振興のための土地利用や環境整備の実現	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 持続可能なまちづくり	高齢化の進展や人口減少など、将来の社会情勢の変化を見据えた、持続可能なまちづくりをすすめます。			
(2) 地域拠点の整備	地域の日常生活やコミュニティを支えていくため、それぞれの特性を活かした地域拠点の整備を計画的にすすめます。	ア．地域内にコンパクトにインフラが整備されたのまちづくりの推進 イ．駅前広場や多心型拠点の整備	地域内の生活に必要なインフラ、商業施設等が利用しやすいようにコンパクトに配置されたまちづくりをおこなう必要がある。【4-1-6-(2)】 交通利便性を高めるためには、駅前広場や「多心型拠点」を整備する必要がある。【4-7-6-(2)】	
(3) 主要駅周辺の整備	駅前のにぎわいを創出するため、だれもが利用しやすく、往来しやすい駅周辺の整備等をおこないません。	ア．駅前広場や多心型拠点の整備	交通利便性を高めるためには、駅前広場や「多心型拠点」を整備する必要がある。【4-7-6-(2)】	
	八王子駅周辺の利便性向上のため、北口駅前広場の再整備をおこなうとともに、八王子駅周辺の南北と京王八王子駅をつなぐ一体整備などをすすめます。	ア．駅前広場や多心型拠点の整備 イ．バスの利便性が向上するインフラの整備	交通利便性を高めるためには、駅前広場や「多心型拠点」を整備する必要がある。【4-7-6-(2)】 バスの利便性が向上するインフラの整備が必要である。【4-8-6-(3)】	
(4) まちなみ整備の推進	地域の多様性を活かす地区まちづくりを推進し、市民のまちづくりへの主体的な取組みを促進します。	ア．まちづくりに多くの住民が関わるしくみの構築 イ．まちづくりに取り組む団体への支援 ウ．まちづくりの地域格差を少なくするための取組みの推進 エ．まちづくり活動をおこなう NPO 等のさまざまな団体・組織等との連携 オ．徒歩圏のまちづくりを推進するための新たなしくみの構築	まちづくりについて多くの地域住民が関われるしくみづくりが必要である。【4-5-6-(1)】 まちづくりに取り組もうとする自治組織等に対し、専門家を派遣するなど地域の負担を少なくするための支援が必要である。【4-5-6-(2)】 まちづくりに対する取組みについて、地域格差を少なくするための行政の働きかけが必要である。【4-5-6-(3)】 まちづくりの活動をおこなう NPO などの市民活動団体や大学・研究機関等との連携を工夫する必要がある。【4-5-6-(4)】 地域の小中学校を拠点とした徒歩圏のまちづくりを推進するためには、各学区内に日用品等を取り扱う店舗や公共施設などが、バランスよく配置されるような新たなしくみづくりが必要である。【4-6-6-(1)】	

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
	市街化調整区域について、自然環境や営農環境の保全及び地域の活力向上のために、適正な土地利用の規制・誘導をおこないます。	ア．住宅地と畜産場とのすみ分け	地域住民からの苦情を低減するため、住民と家畜のすみ分けのしくみづくり。 【5-9-6-(2)】	
	土地区画整理事業を着実にすすめ、市民の生活環境の改善に努めます。			
(5) 都市景観の推進	魅力ある都市景観の創造や保全のため、市民・事業者・市の協働により、良好な景観を形成していきます。			
(6) 国・都の未利用地等の活用	まちづくりの核となる国・都の未利用地等について、 <u>地域の活力と魅力</u> を創出するための利活用をはかります。			

現状

公共施設や駅などはバリアフリー化がすすんでいます。歩道や住宅などのバリアフリー化はまだ十分とは言えません。だれもが安心・快適に暮らせるよう、積極的な取組みが求められています。市では「緑化条例」に基づいて、一定規模以上の開発・建築をおこなう場合は事業区域内の緑化を義務づけています。今後、緑豊かな市街地を形成していくためには、さらに積極的な取組みが求められています。住宅の空き家が増加し、地域の活力が失われ、良好な居住環境への影響が危惧されます。公園・緑地の整備はすすみ、市民の憩いの場は増えていますが、地域による偏りが見られます。地域住民のつながりによる手づくり公園の整備がすすめられています。また、地域住民が公園の維持管理をおこなうなど、公園が地域住民をつなぐコミュニティの場となっています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 身近に緑を感じられ、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりが推進されるとともに、快適に暮らすことができる生活環境となっています。	だれもが不自由や不便を被ることなく外出できる環境が整備され、また、都市の緑が守られ、まちなかには人とひととが交流し合える緑豊かな憩いの空間が確保されているなど、快適に暮らせる生活環境が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨)	
	身近に緑を感じられ、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりが推進されるとともに、快適に暮らすことができる生活環境となっています。...		4-3-5 誰もが一人でさまざまな場所へ外出できる <u>バリアフリー</u> 社会の実現 4-4-5 (2) <u>緑豊か</u> で憩えるオープンスペースが各所に整備され、楽しく歩ける中心市街地の形成 6-5-5 (1) 中心市街地に公園や <u>緑地</u> が整備され、暮らしの中に <u>緑の生活文化</u> が育まれる環境がある。 (4) 都市の緑が市民共有の財産として認識され、無秩序な開発をふせぐ体制がととのっている 6-6-5 (2) コンクリートやアスファルトなど無機質な素材で構築された都市空間が緑で覆われ	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
ま ち づ く り の 推 進 （ 1 ） ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン の 推 進	だれもが公共施設を安全・快適に利用できるように、ユニバーサルデザインを基調としたまちづくりを計画的にすすめます。	ア．少子高齢化に対応したまちづくりの推進 イ．だれもが移動しやすいまちづくりの推進	今後さらに進行する少子高齢化に対応したまちづくりが必要である。【4-1-6-(3)】 高齢者、障害者、子どもなどの移動について、ハード面でも支援するしくみが必要。【4-3-6】	
	病院、飲食店、ホテルなどの民間施設に対して、だれもが安全・快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮した整備を指導していきます。			
（ 2 ） 都 市 緑 化 の 推 進	市街地開発事業や広場の整備に合わせ、公園・緑地を計画的に配置し、また道路においては街路樹の植栽などに取り組みます。	ア．道路の拡幅や街路樹の整備 イ．都市の緑が有機的に機能する計画の策定 ウ．市街地での計画的な公園緑地整備をおこなう手法の確立 エ．市街地の緑地保全の取組み強化	歩道も含めた道路の拡幅や街路樹の整備をおこなう必要がある。【4-9-6-(2)】 都市の緑が都市環境や生活環境に有機的に機能する計画づくり。【6-5-6-(1)】 再開発事業などに伴い空き地となった場所を、市街地の計画的な公園緑地整備につなげる手法の確立。【6-5-6-(2)】 市街地の緑地保全に対する取組み強化と新たな対応策整備。【6-5-6-(4)】	
	住宅地のみどりを確保するため、生け垣造成などを支援するとともに、公共施設の屋上などの緑化を推進します。	ア．都市の緑が有機的に機能する計画の策定	都市の緑が都市環境や生活環境に有機的に機能する計画づくり。【6-5-6-(1)】	
	開発事業者に対しては、自発的な緑化の取組みをさらに啓発していくとともに、緑豊かなまちなみを形成するため、環境に配慮した適正な指導をおこないます。	ア．市街地の緑地保全の取組み強化	市街地の緑地保全に対する取組み強化と新たな対応策整備。【6-5-6-(4)】	
（ 3 ） 快 適 な 居 住 環 境 の 整 備	住宅の <u>バリアフリー化</u> を推進するなど、だれもが安心して快適に暮ることができる住宅・居住環境の整備に取り組みます。			
	一戸建て住宅のほか分譲マンション、民間賃貸住宅などの既存の <u>住宅ストック</u> を十分に活用するための取組みをすすめていきます。			
（ 4 ） 公 園 ・ 緑 地 の 整 備 ・ 維 持 管 理	身近に緑を感じられる憩いの場としての公園・ <u>緑地の整備</u> をすすめます。			
	コミュニティの充実につながる手づくり公園の整備や <u>公園アドプト制度</u> を推進していきます。			

現状

火災の被害を最小限にとどめるために、延焼を防ぐ都市基盤の整備が求められています。
 地震への備えとして、上下水道・ガス等のライフラインの耐震化が求められています。
 公共施設の耐震化はすすめられてきていますが、民間建築物の耐震化についてもすすめていく必要があります。
 斜面地などの開発は、集中豪雨などの際、家屋倒壊などにつながるおそれがあります。
 市では、耐震性貯水槽、備蓄倉庫や災害時用トイレなどの防災機能を備えた都市公園の整備をすすめています。
 市施設は防災拠点としての役割を担っており、さらに機能強化が求められています。
 豪雨時の河川の氾濫などで発生する洪水に対する、治水対策が求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤の整備がすすめられ、さらに施設等の耐震化などにより都市の防災機能が向上しています。	市民一人ひとりが災害時の被害を少なくするための取組みを行い、地域や行政においては防災拠点となる施設等の耐火・耐震化を進めるとともに、緊急輸送道路の確保など防災機能の高い都市像が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨)	(湧水を)災害時には飲料水として利用されている。【6-8-5-(1)】 湧水は、地表に湧いていることから水質が安定せず、飲料用としての日常的な水質管理は難しいと考える。市としては、飲料水用貯水槽等の充実をはかっていくことで、震災等に備えていく。
	4-12-5 (1) 各家庭で人的被害を可能な限り少なくするための備えの徹底(自助)			
	6-1-5 (3) 自然エネルギーの地産地消により、防災面で緊急時のライフラインが確保されている			
災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤の整備がすすめられ、さらに施設等の耐震化などにより都市の防災機能が向上しています。	6-3-5 (1) 植物が豊かに繁茂して洪水や土砂崩れを防いでいる	6-9-5 (4) 森林や遊水地の整備による洪水や災害のない安全安心なまち		
...				

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 都市基盤整備の推進	土地区画整理事業や都市計画道路の整備により、延焼を防ぐ災害に強い都市基盤整備を推進します。	ア．まちなかの緑地整備の推進	行政の備えについて：まちなかの緑地整備を推進する。【4-12-6-(2)】	
	災害時の避難所や応急対策活動の拠点となる防災機能を備えた都市公園の整備をすすめます。	ア．まちなかの緑地整備の推進	行政の備えについて：まちなかの緑地整備を推進する。【4-12-6-(2)】	
	洪水による災害を防止するため、国や都と連携し河川などの整備に取り組みます。			
	土砂災害の防止に向け、斜面緑地の保全や森林を整備し、無秩序な開発の抑制をはかります。	ア．危険な場所における宅地開発防止と既存開発地の改善	行政の備えについて：危険な宅地開発の防止・既存開発地の改善をはかる必要がある。【4-12-6-(2)】	
(2) 都市の防災機能の向上	震災時に重要な役割を果たす緊急輸送道路が沿道建築物の倒壊により、通行できなくなることを防ぐため、沿道建築物の耐震化をすすめます。	ア．緊急輸送道路沿い建築物の耐火・耐震化の推進	行政の備えについて：緊急輸送道路沿道建築物の耐火・耐震化を推進する必要がある。【4-12-6-(2)】	
	震災に備え、ライフラインの耐震化をすすめるとともに、民間建築物の耐震化を促進します。	ア．民間住宅や商業ビル等の耐火・耐震化、家具などの転倒防止策の取組みの促進 イ．主要な公共施設の耐火・耐震化の推進	災害に対する市民の備えについて：民間住宅や商業ビル等の耐火・耐震化とともに、家具などの転倒防止対策を推進していく必要がある。【4-12-6-(1)】 行政の備えについて：主要な公共施設の耐火・耐震化する必要がある。【4-12-6-(2)】	
	倒壊による被害を軽減するためのブロック塀の生け垣化や延焼を防ぐための防火水槽を整備します。	ア．まちなかの緑地整備の推進	行政の備えについて：まちなかの緑地整備を推進する。【4-12-6-(2)】	
	蓄電等ができる機能を整備するなど、市施設の防災拠点機能を強化していきます。	ア．小中学校の耐震性・収容力の向上 イ．主要な公共施設の耐火・耐震化の推進	災害時の地域拠点としての小中学校の耐震性や収容力等の機能強化が必要である。【4-6-6-(3)】 行政の備えについて：主要な公共施設の耐火・耐震化する必要がある。【4-12-6-(2)】	
	新たな消防施設の設置により、防災機能の強化をはかります。			

現状

東日本大震災以降、市民一人ひとりの災害に対する備えや意識が高まっています。また、共助の中心的役割を担う自主防災組織の結成率は、約7割（平成22年度）をこえていますが、防災力を高めるためには、さらに自助・共助の体制を推進する必要があります。

災害を想定して防災訓練を実施していますが、大規模災害時における被災者支援を迅速かつ効率的におこなう必要があります。

外国からの武力攻撃や大規模テロ等に対して、迅速・的確に国民保護措置をおこなうため、「八王子市国民保護計画」を策定しています。

東日本大震災では、携帯電話などがつながらない状況や、防災無線が場所により聞こえにくい状況が発生しました。今後さらに災害情報の伝達手段を見直す必要があります。

近隣自治体との災害発生時の連携体制は構築されていますが、広域的な災害発生時には、被災していない遠隔地の自治体からの支援が必要となります。

地域防災計画における災害時の復旧・復興の基本的な考え方を踏まえ、今後は市民や関係機関などその手順や手続きなど具体的なプロセスを事前に検討し、共有する必要があります。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】 市民が高い防災意識をもち、地域による防災体制が充実しています。また、大規模災害発生時に迅速・的確に対応するため、関係機関との連携体制や災害後の復旧・復興のしくみが整っています。</p> <hr/> <p>市民が高い防災意識をもち、地域による防災体制が充実しています。...</p> <p>また、大規模災害発生時に迅速・的確に対応するため、関係機関との連携体制や災害後の復旧・復興のしくみが整っています。...</p>	<p>市民の一人ひとりが災害に対する備えをするとともに、自主防災組織や小中学校を中心とした地域の防災対策が積極的に取組まれており、地域内において自助・共助による防災体制が構築されている姿が提案されています。</p> <p>近隣の自治体をはじめ広域的な都市間連携による災害時のネットワーク・バックアップ体制が構築されており、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる社会が提案されています。</p>	<p>！該当する素案箇所(要旨)</p> <p>2-4-5 (4) 外国人市民も普段から防災意識をもち、「自助」「共助」の重要性を認識している</p> <p>(5) 災害時に語学ボランティアが適正に配置されている</p> <p>(6) 災害時に多言語での情報提供が適切に行われる</p> <p>2-13-5 (2) 災害時も地球で情報共有ができる体制</p> <p>2-15-5 (5) 共助意識の浸透による災害ボランティアにつながる意識の醸成</p> <p>3-3-5 (3) 児童・生徒の安全管理や災害時の行動基準について地域全体での共有と柔軟に協力できる体制の構築</p> <p>4-6-5 (3) 小中学校を地域の防災拠点として位置づけ、定期的に防災訓練が行われるなど学区の住民の防災意識の向上</p> <p>4-11-5 (1) 防災の手引等の周知徹底と最低限の備蓄(自助)</p> <p>(2) 自主防災組織への加入と災害時の行動の周知徹底(共助)</p> <p>4-13-5 (1) 防災マップ等の配布と災害時の行動の周知徹底(自助)</p> <p>4-14-5 (1) 自助・共助・公助一体で適切な民間防衛をおこなうことができる体制の構築</p> <p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>3-15-5 (3) 防災を含めた多面的な都市間連携ネットワークの形成</p> <p>4-11-5 (3) 周辺市町村や広域連携を含めた複数のバックアップ体制整備による、あらゆる災害にも迅速に対応できる体制の構築(公助)</p> <p>4-12-5 (1) 各家庭で人的被害を可能な限り少なくするための備えの徹底(自助)</p> <p>4-13-5 (2) 複数のバックアップ体制をもった情報伝達網の構築及び自主防災組織と情報を共有し迅速かつ的確に対応がとれる体制の構築(共助・公助)</p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 災害に対する備え	市民を災害から保護するため、市民、関連機関などと連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧、復興にいたる一連の防災活動を見直し、災害に対する備えを強化します。	ア．最悪の事態も想定した災害時体制の整備	行政は、災害時の迅速な対応はもちろんのこと、最悪の事態にも的確に対応できる体制を整備している必要がある。【4-11-6-(2)】	
	防災マップ、洪水ハザードマップなどを通じて防災意識の啓発をはかります。また、地域における防災訓練等を通じて、災害に関する知識の普及や防災意識の向上につとめます。	ア．地域が一体となった児童・生徒の安全管理・災害時の訓練の徹底 イ．地域ごとの災害時対応の徹底 ウ．個人と地域の災害発生時の体制強化及び対応力の向上 エ．市民一人ひとりの必要な医療ケア等の情報の整理・携行の徹底	外国人市民の防災・災害に対する知識を学ぶ機会を増やすことが必要である【2-4-6-(4)】 市民と行政、また地域での情報共有は災害時は命綱になるという意識をもっと市民自身と行政側に根付かせる必要がある【2-13-6-(2)】 学校・保護者・地域が連携した、児童・生徒の日常の安全管理や災害時の行動基準の作成・共有・周知・訓練。【3-3-6-(3)】 防災体制の基本となる最小単位は、家庭であり、町会・自治会である。このため災害の大小を問わず、発災当初は個人と地域での対応が円滑に実施できる態勢が必要であり、また、対応能力の向上も求められる。【4-11-6-(1)】 避難計画に基づき、地域別に具体的な災害時の行動や避難所の割振等を周知する必要がある。一方、市民各個人も必要な医療ケアなどの情報を整理・携行【4-13-6-(2)】	
		地域の防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに継続的な活動を支援していきます。	ア．地域の災害発生時の体制強化及び対応力の向上	防災体制の基本となる最小単位は、家庭であり、町会・自治会である。このため災害の大小を問わず、発災当初は個人と地域での対応が円滑に実施できる態勢が必要であり、また、対応能力の向上も求められる。【4-11-6-(1)】
災害時の地域住民の避難誘導などをおこなうため、地域住民自らの防災力を高めるとともに、自主防災組織や関係機関との連携を強化します。	ア．個人と地域の災害発生時の態勢強化及び対応力の向上 イ．必要な個人情報の地域内共有化と取扱規定の遵守	市民と行政、また地域での情報共有は災害時は命綱になるという意識をもっと市民自身と行政側に根付かせる必要がある【2-13-6-(2)】 防災体制の基本となる最小単位は、家庭であり、町会・自治会である。このため災害の大小を問わず、発災当初は個人と地域での対応が円滑に実施できる態勢が必要であり、また、対応能力の向上も求められる。【4-11-6-(1)】 普段から支障ない範囲で民生委員や町会・自治会と共有する必要がある。【4-13-6-(2)】 要援護者情報等の個人情報の取扱規定を明確にする必要がある。【4-13-6-(3)】		

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
	高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者への避難支援をおこなうため、町会・自治会や民生委員などで構成する地域支援組織と連携をすすめます。	<p>ア．災害時における行政と地域・活動団体・企業との協力体制の構築</p> <p>イ．個人と地域の災害発生時の体制強化及び対応力の向上</p> <p>ウ．必要な個人情報の地域内共有化と取扱規定の遵守</p>	<p>日頃からの外国人市民の所在の把握と災害時の外国人市民への的確な情報伝達をおこなうしくみづくりが必要である。【2-4-6-(5)】</p> <p>災害時に、行政と町会・自治会、NPO、企業などで連携できる協力体制を整備する。【2-4-6-(6)】</p> <p>防災体制の基本となる最小単位は、家庭であり、町会・自治会である。このため災害の大小を問わず、発災当初は個人と地域での対応が円滑に実施できる態勢が必要であり、また、対応能力の向上も求められる。【4-11-6-(1)】</p> <p>普段から支障ない範囲で民生委員や町会・自治会と共有する必要がある。【4-13-6-(2)】</p> <p>要援護者情報等の個人情報の取扱規定を明確にする必要がある。【4-13-6-(3)】</p>	
(3) 危機管理対策	自然災害だけでなく鉄道などの大規模事故、テロなどの重大事件、感染症の発生などの緊急事態に適切に対処できるよう、危機管理体制を強化していきます。	<p>ア．行政の役割及び市民・行政・機関の連携策の具体・明確化</p> <p>イ．自主防災体制の強化及び訓練演習の恒常化</p>	<p>事態発生から行政機関の救援が本格化するまで（数日間程度）対応できる強固な自主防災体制をつくる必要がある。【4-14-6-(2)】</p> <p>平時から事態発生まで一連の行政機関の任務役割を再確認し、機関相互および行政と市民の連携を具体化し、訓練演習を恒常化する必要がある。【4-14-6-(3)】</p>	
	武力攻撃災害による被害を最小にとどめるために、市民が国民保護に関する正しい知識を身につける必要があることから、「八王子市国民保護計画」を市民に周知していきます。	<p>ア．市民に対する自己の防護と被害を最小限に抑えるための見識の向上</p>	<p>民間防衛に関する見識の向上について：発生時期が予測できない大規模な自然災害や犯罪、また武力攻撃事態に対して、自己の防護と被害を最小限に抑えるため、民間組織や個人に対し、訓練等をおしてその見識を向上しておく必要がある。【4-12-6-(3)】</p> <p>民間防衛に関する知識の普及徹底および啓蒙をはかる必要がある。【4-14-6-(1)】</p>	
(4) 速な提供 防災情報の迅速	防災メール、防災無線など多様な手段を活用して、確実に災害情報を市民に伝達します。	<p>ア．災害時にも正確な情報を伝達することができる複数の情報伝達網の整備</p>	<p>災害時の外国人市民への的確な情報伝達をおこなうしくみづくりが必要である【2-4-6-(5)】</p> <p>災害時に正確な情報がリアルタイムで得られることが重要であり、行政は、情報インフラがダメージを受ける大規模災害を想定し、複数の情報伝達網を整備する必要がある。【4-13-6-(1)】</p>	
(5) 連携強化 関係機関等との	災害時の帰宅困難者対策や医療対策などを迅速におこなうため、鉄道事業者、企業や医療機関などとの災害時協力体制を強化していきます。			
	総合防災訓練のほか、警察・消防・消防団や学校などと連携した地域の防災訓練を充実します。			

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
	広域災害に備えるため、姉妹都市や甲州街道沿道の各市に加え、遠隔地の自治体との災害時相互応援体制を構築していきます。	ア．他都市との交流親交による災害時の相互支援関係の構築	遠隔地の都市との文化交流を深めることにより、大規模な災害時には相互に支援し合える関係の形成。【3-15-6-(2)】	
(6)の整備 復旧・復興体制	災害時における迅速な復旧・復興に必要なしくみをつくります。			
	大規模災害発生時の住宅支援や生活再建などの被災者支援を迅速かつ円滑におこなうための被災者支援システムを構築します。			

施策番号

施策名

31

防犯体制の充実

現状

市は、平成16年に「安全・安心なまちづくり指針」を策定し、防犯に配慮したまちづくりを推進しています。今後も空き巣などの被害を防ぐため、防犯対策の普及・啓発が求められています。

繁華街のビル街、夜間照明が十分でない道路や樹木が繁茂している公園などは、死角が多く犯罪被害に遭いやすい状況にあります。

繁華街については、市民が安心して買い物や飲食などができるように、「つきまとい勧誘行為防止重点区域」を指定し、パトロールをおこなっていますが、つきまとい勧誘行為はまだ十分に防止されていない状況です。

市では、地域の防犯活動を支援しています。今後も防犯活動の輪を広げていくためにも支援が必要です。

市は八王子・高尾・南大沢警察署の協力を得て、市内で発生した身近な犯罪情報や犯罪被害の防止に役立つ情報を市ホームページやメールなどで提供しています。

市内における侵入窃盗、車上ねらいの被害の約6割は無施錠が原因となっており、一人ひとりの防犯意識を高めることが必要です。

○市では平成23年に「暴力団排除条例」を制定し、市民及び事業者の安全・安心な生活の確保に努めています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】</p> <p>市民の防犯意識が高まり、地域による防犯活動が実施されています。また、犯罪を防ぐ対策がすすみ、市民が安全で安心した日常生活を送っています。</p>			

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 生活安全対策の充実	住宅については、補助錠を設置するなど防犯効果を高める取組みの普及・啓発を充実します。			
	不特定多数が出入りする集合住宅や商業施設等については、防犯カメラの設置などを普及・啓発します。			
	道路や公園等の公共施設については、街路灯を設置し、樹木を剪定するなど、犯罪が発生しにくい環境を整備します。			
	市民が安全に生活できるまちづくりをすすめるため、市民や関係機関と連携し、市内全域のパトロールを強化します。			
(2) 地域の防犯体制の充実	日頃から地域のつながりを深め、地域の防犯力を高めていく取組みへの支援を充実させていきます。			
	地域での防犯活動を推進するため、防犯協会への支援をおこないます。			
(3) 防犯意識の向上	防犯情報をホームページやメール配信などで迅速に提供していきます。			
	防犯意識の向上をはかるため、関係機関と連携し、防犯講習会などを実施していきます。			
	防犯指導員の個別訪問によるアドバイスなど、防犯における啓発活動を実施していきます。			
(4) 暴力団排除の推進	市民の安全で平穏な生活を確保するため、関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進します。			
	市民の暴力団排除意識の高揚をはかるため、相談会を実施するなど啓発をおこなっていきます。			

現状

バスや自動車、歩行者が集中する主要駅においては、乗り換えしやすいなど、利便性の向上が求められています。自動車の乗入れが中心市街地に一極集中しているため、駅周辺に交通渋滞が生じています。
交通渋滞の解消のため、道路拡幅や交差点の改良などをおこなってきました。今後も道路の拡幅や計画的な道路の整備をおこなっていくとともに、公共交通の活用をはかっていく必要があります。
 自転車対歩行者の事故では、主な過失が自転車側にあった事故の割合が年々増加しており、自転車利用者のマナー向上を求める声が高まっています。
 高齢者自身が当事者となる交通事故が増加しています。また、子どもをはじめとする交通弱者を、事故から守る取組みが求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】</p> <p>地域における交通環境が改善され、市民の利便性が向上しています。また、市民の交通安全意識が高まり、交通事故が減少しています。</p>	<p>公共交通機関を利用しやすい環境の整備、自動車の渋滞解消や歩行空間の整備が進むことにより、交通環境の改善がおこなわれ、市民が安心し、かつ、利便性の高い交通環境を利用している姿が提案されています。</p> <p>自転車利用者の交通安全意識や交通マナーが向上している姿が提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>4-8-5 (1) 公共交通機関を中心とした移動体系の確立と公共交通の利便性の向上</p> <p>(2) 高尾駅の南北自由通路や北口を発着する公共交通機関の整備など、利便性の向上</p>	
	<p>地域における交通環境が改善され、市民の利便性が向上しています。...</p> <p>また、市民の交通安全意識が高まり、交通事故が減少しています。...</p>		<p>4-9-5 (1) 幹線道路の拡幅と渋滞の解消</p> <p>(2) 国道16号の踏切の立体交差化と歩道整備による安心できる歩行空間の実現</p> <p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>4-10-5 (1) 自転車の交通マナー向上が求められている</p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 交通環境の改善	市民が快適に移動できるよう、幹線道路などの整備を計画的に進めます。	ア．地域間の交流を促進するしくみの構築	中心市街地と郊外地域など、地域間の交流が促進されるようなしくみが必要である。【4-1-6-(4)】	
	利用者の安全性や利便性を高めるため、 <u>主要駅周辺</u> の整備をすすめ、 <u>交通結節点の機能強化</u> をはかります。			
(2) 交通渋滞の緩和推進	右折レーン設置などによる交差点改良、JR 横浜線の立体交差化や国道 16 号バイパス無料化などを推進します。また、JR 中央線の連続立体化についても、JR に働きかけていきます。	ア．渋滞解消に向けた立体交差化や右折レーン等の整備	道路渋滞箇所の対応策として、立体交差化や右折レーンを整備し、信号システムを見直す必要がある。【4-9-6-(1)】	
	自動車から公共交通への利用転換を推進します。			
(3) 交通安全教育の推進	市民一人ひとりの交通安全意識の向上をはかるため、関係機関と連携し、交通安全教育の充実をはかっていきます。特に、高齢者や子どもを交通事故から守る安全教育を推進していきます。			
	自転車利用者のマナー向上を目指した交通安全教育を強化していきます。	ア．自転車の利用促進に向けた市民の理解の浸透	自転車利用者の交通マナーの悪さが目立ち、自転車利用者への不満が多いことから、自転車の活用には市民の理解を得ることが必要である。歩行者や自動車との共存などのしかけが必要である。【4-10-6-(1)】	

安全・快適な道路環境の整備

現状

市では、駐輪場を市内の鉄道各駅に整備するなど、環境負荷の少ない自転車の利用を推進しています。今後、自転車の利用を広げていくために道路環境の整備が求められています。
 市内には、まだ多くの狭い道路があるため、安心して通行できる道路整備が求められています。
 幹線道路の渋滞を回避するため、通学路などの生活道路を通過する自動車が多い状況にあります。
 市では、地域住民などが通行の支障となる枝の剪定や植栽帯の刈り込みなどをおこなう道路アドプト制度を推進しています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	<p>【本文】 生活に密着した道路では、歩行者などの安全が確保されるとともに自転車の活用が促進され、誰もが快適に移動できています。</p> <hr/> <p>生活に密着した道路では、歩行者などの安全が確保されるとともに自転車の活用が促進され、誰もが快適に移動ができています。...</p>	<p>安心できる歩行空間の整備とともに、自転車でも安心して通行できる環境が整い、かつ、自転車を利用することによる多面的なメリットが市民に広まり、積極的な自転車利用がなされている社会が提案されています。</p>	<p>に該当する素案箇所(要旨)</p> <p>4-4-5 (3) 周辺地域から徒歩や自転車でアクセスでき、気軽に楽しく利用できる中心市街地の形成</p> <p>4-9-5 (2) 歩道整備による<u>安心できる歩行空間の実現</u></p> <p>(3) 景観や道路名称に親しみをもてる環境</p> <p>4-10-5 (1) 自転車の利用環境の向上と自家用車から自転車に利用を切り替える人の増加</p> <p>(2) 交通渋滞の解消、観光促進、健康増進、環境負荷低減などさまざまな効用を見込んだ<u>自転車利用の促進</u></p>	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) 自転車交通の推進	環境負荷の少ない自転車の利用を促進するため、道路環境の整備や駐輪場の設置などを推進します。	<p>ア．都市景観に配慮した歩道・自転車道用地やオープンスペースの確保</p> <p>イ．自転車の利用を促進するためのインフラ整備</p> <p>ウ．自転車交通に関する条例の整備</p>	<p>都市景観に配慮した既成市街地の再整備とともに、歩道・自転車道用地やオープンスペースを確保するまちづくりの推進が必要である。【4-4-6-(2)】</p> <p>自転車道や駐輪場等のインフラ整備を推進していく必要がある。【4-10-6-(2)】</p> <p>自転車交通に関連した「道路交通法」等の改正の動きがあり、条例等で補完する必要がある。【4-10-6-(3)】</p>	
(2) 道路の安全・快適性向上	安全な道路環境を確保するため、狭い道路の拡幅や交通安全施設の整備をすすめます。	<p>ア．生活道路の整備</p> <p>イ．歩道も含めた道路の拡幅</p>	<p>生活道路を整備する必要がある。【4-6-6-(1)】</p> <p>歩道も含めた道路の拡幅をおこなう必要がある。【4-9-6-(2)】</p>	
	子どもをはじめとした歩行者の安全を確保するため、地域の実情に配慮し通学路などを通過する自動車の抑制に努めます。	<p>ア．通学路の環境の向上に向けた整備</p>	<p>小中学生が通学しやすい環境としての生活道路を整備する必要がある。【4-6-6-(1)】</p>	
	地域住民による道路アドプト制度をさらに推進します。	<p>ア．親しみがもてる道路づくり</p>	<p>道路名称が実情に合った親しみをもてるよう見直す必要がある。【4-9-6-(3)】</p>	

現状

圏央道八王子西インターチェンジから関越道方面へアクセスできないため、利便性の向上が求められています。
 圏央道へのアクセス道路である新滝山街道などの整備がすすんでいます。八王子南バイパスなどの道路整備は十分ではありません。
 相模原市がリニア中央新幹線中間駅の候補地となっており、本市への新たな人の流れが生み出されることが期待されています。
 多摩都市モノレールの市内への延伸構想は具体化されていません。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 首都圏南西部の交通体系の構築がはかられ、周辺都市との円滑な交通アクセスが確保されることにより、人の往来や物流が活発になっています。	新交通システムの導入やリニア中央新幹線の活用に向けた市の構想をまとめるとともに、周辺都市をつなぐ幹線道路の拡幅をおこなうことにより、市外から市内へ容易にアクセスできるしくみが提案されています。	に該当する素案箇所(要旨)	
	4-7-5 (3) 新交通システム導入実現時期の明示 (4) リニア中央新幹線構想等に対しての八王子市の利便性を確保するための具体策の策定 4-9-5 (1) 幹線道路の拡幅と渋滞の解消			
	首都圏南西部の交通体系の構築がはかられ、周辺都市との円滑な交通アクセスが確保されることにより、人の往来や物流が活発になっています。...			

・ 施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
道路の整備 (1) 広域・主要幹線	圏央道八王子西インターチェンジから関越道方面へのアクセスを確保するとともに、地域を支える幹線道路の整備を推進します。			
	周辺都市への道路交通の連絡性を高めるため、主要幹線道路の整備を国や都に働きかけていきます。			
携強化 (2) 近隣市等との連	相模原市のリニア中央新幹線中間駅開設に向け、相模原市をはじめとする近隣市と連携体制を構築します。	ア．リニア中央新幹線中間駅開設に向けた近隣市との連携	広域交通体系整備のため、相模原市等の周辺自治体と連携する必要がある。 【4-7-6-(4)】	
	市内交通機関の充実をはかるため、多摩都市モノレールの八王子駅までの延伸を関係機関に働きかけていきます。	ア．新交通システムの実現に向けた検討	新交通システムの導入が構想だけか実現可能かどうか明示する必要がある。 【4-7-6-(3)】	

35

公共交通の充実

現状

交通渋滞などにより、路線バス運行の定時性が確保されない場合があります。
 高齢化などにより、移動手段の確保が困難な地域が増えています。
 JR 八高線と JR 横浜線などの既存鉄道の利便性向上が求められています。

めざす姿と施策の展開【素案(市民会議の意見)の反映状況】

	原案の記載内容	素案に対する市の受け止め(「めざす姿」に包含する要素)	素案の内容(該当箇所)の要旨	反映できなかった素案の内容とその理由
めざす姿	【本文】 鉄道や路線バスなどの公共交通が定時に運行され、 利用者の利便性が向上しています。	自家用車に依存せずに市内の各所に移動ができるよう、公共交通が充実し、市民の誰もが最低限の公共交通サービスを利用できる環境が提案されています。	に該当する素案箇所(要旨)	
	鉄道や路線バスなどの公共交通が定時に運行され、 利用者の利便性が向上しています。...		4-7-5 (1) 最寄駅や「多心型拠点(地域拠点)」に自動車に依存しないで <u>容易にアクセスできる環境</u> (2) 「多心型拠点」間を公共交通機関で移動できる環境 4-8-5 (1) <u>公共交通の利便性の向上</u> (3) 市民一人ひとりが最低限の公共交通サービスを利用できる環境	

・施策の展開

施策	原案の記載内容	素案の内容		反映できなかった素案の内容とその理由
		要旨	原文	
(1) バス交通の充実	バス事業者との連携を強化して、利用しやすい路線バスの環境整備をはかります。	ア．公共交通機関の路線整備拡充 イ．バスの定時運行実現に向けた要請 ウ．バス事業者に対するサービス向上の要請 エ．公共交通機関の充実に向けたインフラ整備	自家用車に依存しないで公共交通機関の利用を促進するために路線整備拡充の必要がある。【4-7-6-(1)】 バス事業者にバスの定時運行を確保するための施策を立案し、実施するよう要請する必要がある。【4-8-6-(1)】 バス事業者が路線や運賃体系を見直し、運行状況等のサービス拡充を要請する必要がある。【4-8-6-(2)】 バスの利便性が向上するインフラの整備が必要である。【4-8-6-(3)】	
	はちバスや地域で運営されるバスなどの運行により、交通空白地域の利便性向上をはかっていきます。	ア．公共交通機関の路線整備拡充	自家用車に依存しないで公共交通機関の利用を促進するために路線整備拡充の必要がある。【4-7-6-(1)】	山間地域等の交通対策として、住民負担のない公共交通の導入が緊急課題である。 【4-8-6-(5)】 交通が不便な山間地域等への支援意識を醸成させる必要がある。【4-8-6-(4)】 公共交通は負担を伴うものであり、住民負担がない公共交通を提供することについては、全市民の理解を得ることは難しいと考えております。そのため、支援意識の醸成は反映をしておりません。
(2) 既存鉄道の利便性向上	JR 八高線の複線化や JR 横浜線の輸送力強化、JR 八高線と JR 横浜線の相互乗り入れなどを JR に働きかけていきます。			